

旭川医科大学病院高圧ガス危害予防規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭医大達第95号
令和7年8月19日

旭川医科大学病院高圧ガス危害予防規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院高圧ガス危害予防規程（平成16年旭医大達第108号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

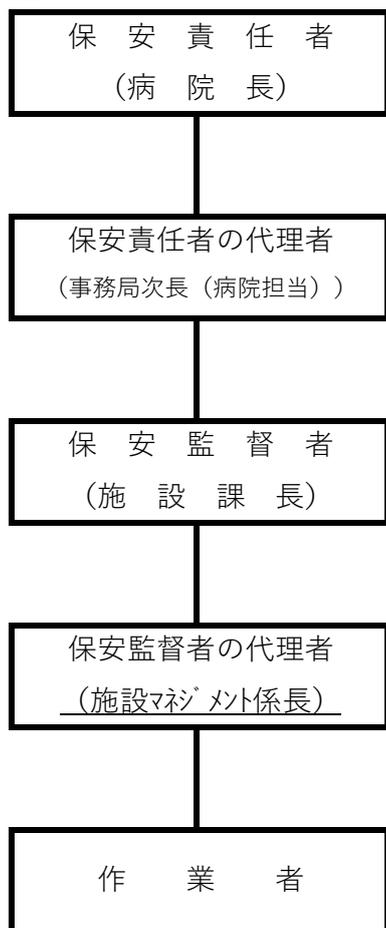
※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(保安管理組織)</p> <p>第4条 本院における保安管理組織は、別表のとおりとする。</p> <p>2 保安責任者は、病院長をもって充てる。</p> <p>3 保安責任者の代理者は、事務局次長（病院担当）をもって充てる。</p> <p>4 保安監督者は、施設課長をもって充てる。</p> <p>5 保安監督者の代理者は、<u>施設マネジメント係長</u>をもって充てる。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和7年8月19日から施行し、令和7年8月1日から適用する。</u></p> <p><u>別表（第4条関係）</u></p> <p>(略)</p> <p>【改正理由】</p> <p>業務の移管により、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(保安管理組織)</p> <p>第4条 本院における保安管理組織は、別表のとおりとする。</p> <p>2 保安責任者は、病院長をもって充てる。</p> <p>3 保安責任者の代理者は、事務局次長（病院担当）をもって充てる。</p> <p>4 保安監督者は、施設課長をもって充てる。</p> <p>5 保安監督者の代理者は、<u>機械係長</u>をもって充てる。</p> <p>(略)</p> <p><u>別表（第4条関係）</u></p> <p>(略)</p>

(新)

別表（第4条関係）

保安管理組織



(旧)

別表 (第4条関係)

保安管理組織

